○中部地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中部地方整備局告示第十号四日市都市計画都市高速鉄道事業近畿日本鉄道名古屋線及び四日市都市計画道路事業三・四・二十六号四日市関ヶ原線

三　事業施行期間　自平成十九年二月十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千八百四号西三河都市計画都市高速鉄道事業名古屋鉄道名古屋本線、三河線（豊田方）及び三河線（碧南方）

三　事業施行期間　自平成十二年八月二十八日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千八百五号西三河都市計画道路事業七・六・六百五十三号名本側道一号線

三　事業施行期間　自平成十二年八月二十八日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千八百六号西三河都市計画道路事業七・五・六百五十四号名本側道二号線

三　事業施行期間　自平成十二年八月二十八日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　静岡市清水区由比寺尾字平八一八番一から同市清水区由比寺尾字前浜五三九番六まで（ただし、関係図面に表示する部分）　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十八日十時

○中部地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　名古屋市中川区下之一色町字北起四六番二から同市中川区下之一色町字権野八九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十八日

○九州地方整備局告示第六十一号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十六年三月十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

名称　国営吉野ヶ里歴史公園

位置　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手

区域　別紙図面のとおり（略）

（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十六年三月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○九州地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北九州市小倉北区弁天町一一番三から同市小倉北区清水四丁目六〇番二まで	前	三八・三〇～四一・五一メートル	〇〇・〇三六キロメートル
	後	三八・三〇～六一・八一メートル	〇〇・〇三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所